

【講演レポート】

JIPDECセミナー「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント～防犯利用から商用利用まで～」

講演「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の留意点」
に関連していただいた主なご質問と回答

本Q&Aは、講演「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の留意点」および個人情報保護委員会『犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について』に関連して、セミナー参加者の方からお寄せいただいたご質問を内容ごとにとりまとめ、一般的な場合についてご回答いただきました。

個人情報/個人データ

Q:顔特徴点データは単体であっても個人情報になる理解でよいでしょうか？

特徴点データ+氏名ではなく、あくまで特徴点データ単体だけを扱う場合は個人情報を扱っているか否かについて確認したいです。

A:顔特徴（顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌）が、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するため符号に変換されている場合には、個人識別符号なので、それ単体で個人情報となります。

Q:広域で複数の同一人物の大量窃盗が発生している場合は、その人に関する顔特徴データの共同利用は可能でしょうか。

A:顔特徴データの性質に鑑み、共同利用する者の範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、全国や、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではありません。共同利用する者の範囲は、利用目的の達成に照らして真に必要な範囲に限定することが適切です。

通知・公表・同意取得

Q:従来型防犯カメラを使用する場合、カメラ録画中などの掲示をしなければならないか。

A:カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません。例えば、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示する等の措置を講じることが考えられます。

Q:会社内で、社員に対する監督の一環として、社員を対象とするカメラによる監視（モニタリング）を実施する際の留意点について教えてください。

A:利用目的の特定や、通知・公表が必要となります。また、あらかじめ、モニタリングの目的をあらかじめ特定した上で、社内規程等に定めて、社内報や社内イントラに掲載するなどによって従業員に明示すること等に留意してください。いずれにしても、従業員への周知・理解を得ていることが望まれます。

詳細は、当委員会が公表している「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」のQ5-7に詳細に記載しているので参考にしてください。

Q:録画していないカメラに関しては通知や利用目的は必要ないという認識でよろしいでしょうか。

A:カメラで人を撮影し、属性や性別を推定するような利用方法の場合は、顔画像を撮影しているので個人情報を取り扱っているため、たとえ即座に消去しているとしても、利用目的の通知公表が必要です。

Q:カメラが小型で目視できない場合には、どのような点に留意すればよいですか。

A:カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません。例えば、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口や、カメラの設置場所等に掲示する等の措置を講じることが考えられます。

管理について

Q:顔識別機能付きカメラシステムにおいて取り扱う顔特徴データ等は、何日間、何時間は記録を残しておくなど、決まりごとはあるか。

A:個人情報保護法において、具体的な保存期間は定められていませんが、利用の必要性を考慮して保存期間を設定し、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

写りこみについて

Q:企業が店舗等に設置した従来型防犯カメラで、例えば、店舗等の前を歩いている人の画像を撮影した場合は、その人にどのような対応をすればよいか。

A:利用目的を特定するとともに、原則として利用目的を通知・公表しなければなりません。なお、防犯目的であり、カメラの設置状況等から利用目的が防犯目的であることが明らかである場合には、利用目的の通知・公表は不要です。また、カメラの設置状況等から、カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能といえない場合には、店舗等の入口や、カメラの設置

場所等に「防犯カメラ作動中」と掲示する等、容易に認識可能とするための措置を講じなければなりません。

Q:『犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について』の登録基準にある「犯罪行為等を行う蓋然性の高い/低い」を事業者側が考える上で、基準、指針、観点を示していただけませんか。

A:例えば、カメラシステムを設置している施設内で、短い期間内に複数回にわたって防止したい犯罪行為等を行ったことが防犯カメラに明確に撮影されている等の事情は、その人は当該犯罪行為等を行う蓋然性が高いとする方向に働く事情になると考えられます。いずれにしても限定的に登録することが望ましいと考えられます。

本内容は、2023年5月26日に開催されたJIPDECセミナー「企業におけるカメラ画像利活用の際の実務ポイント～防犯利用から商用利用まで～」での講演「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムを利用する際の留意点」に対していただいた主なご質問と回答を取りまとめたものです。